

県民のまもり

KANAGAWA PREFECTURAL POLICE



発行 令和6年12月
神奈川県警察本部
総務部広報県民課
電話 045-211-1212

第319号



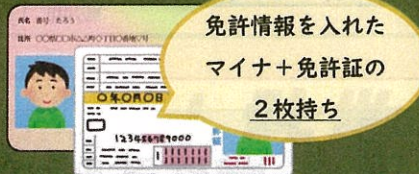
<https://www.police.pref.kanagawa.jp/>

令和7年3月24日からの

マイナンバーカードと運転免許証の一体化手続きについて

マイナ免許証って何が変わるの？

- ① マイナカードに免許情報を入れ、免許証として使えます
 - これから免許を取る人
 - 既に運転免許証を持っている人免許情報を、マイナカードに記録できるようになります。
- ② 申請者の希望で、3つの持ち方から選べます



マイナ免許証のみ
にすると
いいことって？

住所等の変更のワンストップ化

「マイナ免許証のみ」を持つ場合には、マイナカードの署名用電子証明書やマイナポータルを利用して記載事項を正しく届出であれば、従来は別途必要だった、**運転免許証の本籍、住所、氏名及び生年月日を変更する時に届出が不要**となります。

マイナ免許証は
こんなことも
できます

運転経歴情報の記録

「マイナ免許証」を保有する、無事故・無違反の「優良運転者」と、軽微な違反のみの「一般運転者」が免許の更新を行う場合、パソコンやスマートフォンなどオンライン上で更新時講習を受講することができます。

注意
POLICE

マイナ免許証の保有には、

有効期間内のマイナンバーカードが必要です。

もっと

注意
POLICE

自動車等を運転するときは、

運転免許証またはマイナ免許証の

いずれかを携帯することが必要です！

「県民のまもり」は、神奈川県警察ホームページでもご覧になれます。